

4 第45条第2項(第64条第5項に おいて準用する場合を含む。)の

おおよりなすれ、 単成 27 年 3月31日(火) 号 外 第 19 号

			_							<u> </u>	NJ I	J -5	
]			ľ								
○栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正	۲	規	ļ 		則							1	ı
○伽不宗事務次数及○安正規則○// 邮以I	L												-
	規	,				則							
「あたまでなるなる。 栃木県規則第十八号	V1111		n —	\ ,)	~ . 1 fr	11.0.0)					
平成二十七年三月三十一日栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改	か目の	~ K0#	が則さ	9 <i>\$</i> 6	2, 4,12	ノご イ	なめる						
以 原 二十十年 三 三 二 二 一 二						Ų	5.不忌.	日井	運	田	fioπ	1	
栃木県事務決裁及び委任規則の一部	计外部	첫用4	~ VQ ‡	光三		7	E 1 \ _1 \	XI X I-II	44		ν-	1	
栃木県事務決裁及び委任規則(平成十1	一年語	§ + ≣	乐型品	引継 国	1	r) (3 5%	を炊の	よりに	に改正さ	でる。		
別表第二1本庁関係共通事項の表九の西	\mathbb{R}^{+}	「特例	列民》	去法丿	(その)他(つ公益	的法人	.、」が	が置り、	同表十	一の項笛	Ś
中日「移行の認可、」や記ら、回帐十				-					,,,_	• -			
本庁関係特定事項の経営管理部イ人事課の		10 E	₹-	果九 🗓	ひぞ狂	₽ +□	bかり.	、第五	号から	の第八。	号までを	しょきっ	1
繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える	(ð-												
5 職員の配偶者同行休業の承認													
0 城员少品网名同门作来少水配													
(1) 課長相当職以上の職にある職	0												
員に係るもの													
(2) 課長補佐相当職にある職員に		0											
係るもの													
(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の			\cap										
職員に係るもの													
別表第二2本庁関係特定事項の経営管												「私立学	*
校」の幺以「(幼稚園を除く。)」や長ヶ	۲, [[回事が	名同品	り 第一	11107	'د. د	同更	に狭の	1 11/2	で加える	O°		
3 第130条第1項及び第134条第2			0										
項において準用する第4条第1項 の規定による専修学校及び各種学													
校の設置、廃止等の認可													
Day Some of Shirt													
別表第二2本庁関係特定事項の経営管理	建部で	1	中小	♣羆 €	3表1	164	東第11:	学士 「	(幼科	性園の る	みの設置	を目的と	
するものを除く。)」や売ら、「認可」(
いて同じ。)」を加え、同項第三号を削s		三屈和	- 田田	中十	「第4	5条」	₩ [第45条	:第15	頁」 にも	攻め、同	号を同項	(
第三号とし、同号の次に次の一号を加える	(9)												

				•	
規定による届出の受理					

6 第64条第5項において準用する		\circ			
第31条第1項の規定による専修学					
校又は各種学校のみの設置を目的					
とする法人の寄附行為の認可					

ウ消防防災課

事	務		決	裁	区	分	ì		
		知		専	決 梢	雀 者			
種類	事項	事	副知事	部	課長	総括課長補佐	リーダー	備	考
1 消防法(昭和23年法律第186号)	1 第11条第1項の規定による移 取扱所の設置、変更等の許可	送			0				
に基づく事務	2 第11条第5項の規定による移 取扱所の完成検査及び仮使用の 認				0				
	3 第11条の2第1項の規定によ 移送取扱所の完成前検査の特定 項の検査				0				
	4 第11条の4第1項の規定によ 移送取扱所における危険物の 名、数量又は指定数量の倍数変 の届出の受理	品			0				

	5 第11条の5第1項の規定による 移送取扱所に係る技術上の基準へ の適合命令		
	6 第12条第2項の規定による移送 取扱所が技術上の基準に適合して いない場合の修理、改造及び移転 の命令	0	
	7 第12条の2の規定による移送取 扱所の許可の取消し及び停止命令	0	
	8 第12条の3の規定による移送取 扱所の使用の一時停止及び制限		
	9 第12条の6の規定による届出の 受理	0	
	10 第13条の2第3項の規定による 危険物取扱者免状の交付	0	
	11 第13条の23の規定による危険物 の取扱作業の保安に関する講習の 実施	0	
	12 第14条の2第1項の規定による 認可及び同条第3項の規定による 変更命令	0	
	13 第17条の7第1項の規定による 消防設備士免状の交付	0	
	14 第17条の10の規定による工事整 備対象設備等の工事又は整備に関 する講習の実施	0	
2 消防施設強化促 進法(昭和28年法 律第87号)に基づ く事務	1 第5条の規定による補助金の交 付に係る意見の提出	0	
3 栃木県消防学校 規則(昭和47年栃 木県規則第20号) に基づく事務	1 第5条第1項の規定による承認	0	
4 航空消防防災業務に関する事務	1 栃木県消防・防災ヘリコプター に係る各種法令に基づく許可申 請、届出等		

) 平成2	7年	3月3	1日	火旺	翟日			栃	木	t	県	公	幸	Ž							号	外第	19号	
					(-		正空法 に基 [、]						ı											
						ア	重要	なもの	か								(\supset						
				イ ア以外のもの														0						
					(2) 電波法 (昭和25年法律第131 号) に基づく申請、届出等						31													
						ア	重要	なもの	カ								(С						
						イ	ア以	外の	もの											0				
	2 栃木県消防・防災へリコプター の使用承認														0									
別表第	£1 c	ν ∦ [二 関 を	€ 禁 ‡ †	と事で	#@#	(民生)	活部	H ~	~ C) (英く	宝安	心課	61	表 1	S E	(紙)	1 []	る及が	び 第 E	14年			
			0							45	<u>1</u>			(\sim									に改
る、 1 7 7 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1													にお	۱ ۱۰	て準	囲す	-る;	易合	計を で	含む。	,)]	W	「第5·	0条の
			0							45	d			(に改
は、 同五	₩ - #	· 国知	 - -	p#4	₩EI-	一六早	シャン)	、無	閏十	」 1 마	から	ひ紙	∃ +	巴口	予手	らたか	J I	下卡	~ () i	繰り	<u> </u>	回回	下 所 「	1+1
10日				0							4	H												
		0								<u>ا</u> ~	改さ	&′	回中	4%)[回四	紙目	1+1	1 =1	D-J),] `د	回面	- 第四	1	るを四
- 1 中 ²	'د،	無1	11+#	ル号か	と を を に に に に に に に に に に に に に	1 1 1 1 1 1	: A L	、	— 1 +	_ <□	C49}	展111-	+ $+$	导	ئے رک)′ [[[四]	张11	1+-	七声十	₽			
			0							45	i I			(に改
8, <u>E</u> q	D49[回压领	R 111-	⊢ <□	ケシー)′ [⊑	「頂策」	111+-	六号	J ∏	۲ 				С)							₩.	4
Γ									\neg							44.5]	
		0								J												⊞無11		中中多
张川十十 田一一	(中-	<u>、</u> し、	無-	<u>+<</u>	てから	ひ無!!!	十日	<u>——</u> 中州'	てを	1 中	<u>↓</u>	(S⊬	**************************************		++	事	0.₹] ≅e		タゼッ	くん。	
18	第5	0条0	D140	り規定	官に。	よる承	:認				(
別表質	R11c	v₩1	二	医体1	仕事で	₩®#	民生	活部	$H \sim$	ے ک) (本	宝安	心課	61	表下	の百	(紙:	< u	₽₽					

「
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する政令(平成21年政令第218号)第10条第1項に規定する都道府県が処理する事務に限る。以下この項において同じ。)」とお名 回門紙口吹母「第8条第1項」
や「第6条」 以
「
項」 2、 「
に改め、同表十の項第一号及び第二号中
Na
め、同項第三号から第五号まで及び同表十二の項第一号中
をして改め、同項第二号から第四号までの規定中
「
名、
に改め、同表十四の項第二号及び第三号中
め、同項第四号及び同表十六の項第一号中
2 お名、 回船十二 8 暦 日 「農林物資の規格化及び品質表示」
の適正化に関する法律施行令」や「農林物資の規格化等に関する法律施行令」とおる、叵鬥紙口中日

&′	同項第三号及び第四日	44		0			} ,	Þ			
	0		」 「 に 段	&′ 叵#	女に次	のよん	기본	Κю°			
	19 食品表示法第15 条の規定による権 限の委任等に関す	1 第5条第1項第1 第1項第1号の規定 び公表					0				
	る政令(平成27年 政令第68号)に基 づく事務	2 第5条第1項第2 並びに第6条第1項 4号の規定による執 物件の提出の要求			0						
		3 第5条第1項第4 第1項第5号の規定 査及び質問					0				
		4 第5条第1項第5 第1項第6号の規定 受付及び調査					0				
		5 第5条第3項、第 項並びに第6条第3 び第7項の規定によ	3項、第						0		
		6 第6条第1項第2 る命令及び公表	2号の規	定によ		0					
=	: 表第二2本庁関係特合	圧事項⊙県民生活部キ▲	人権・青	少年男女	メ参画	課の表	111 <i>6</i> £	以第 .	导及	《び第四号』	+
	0		, 'A			0] 78
``} ``}	別表第二2本庁関係は	特定事項(環境森林部)	7. 票強保	全課のま	<u></u>		导及	う無1	中中		-
İ						0					」
&′	同号を同項第八号と、	し、第一号の次に次の☆	へ号を加	える。							
	2 第39条の2第15 規定による指定地域 の解除等										
	3 第39条の2第25 規定による特別指定 指定の解除等		0								
	4 第39条の3第15	頁、第39条の4		0							

第1項及び第39条の5第1項の規 定による届出の受理							
5 第39条の6において準用する第 10条及び第11条第3項の規定によ る届出の受理						0	
6 第39条の7の規定による報告の 受理				0			
7 第39条の8の規定による要請				0			
リ受食ニシとデ閉条寺宮軍寅④景舎条士	< \	< πlπ⊻ Jłr	mJ m12 A	11 == 2	\ 1:1\/ 1		

別表第二2本庁関係特定事項(環境森林部ウ環境保全課の表十の項に次の二号を加える。

9 第65条の規定による報告の徴収 (指定揚水施設に係るものに限る。10において同じ。)			0	
10 第66条第1項の規定による立入 検査			0	

次に次の八号を加える。 嵐」を「、第4項及気第5項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項中第十二号を第十三号とし、同号の項とし、同表十三の項中第十五号を第二十四号とし、第十四号を第二十三号とし、同項第十三号中「み気第4別表第二2本庁関係特定事項(原境森林部ウ環境保全課の表中十五の項を十六の項とし、十四の項を十五の

14 第32条第1項の規定による指定 調査機関の指定の更新		0		
15 第35条の規定による変更の届出		0		
の受理				
16 第36条第3項の規定による改善命令等		0		
17 第37条第1項の規定による業務 規程に係る届出の受理		0		
18 第39条の規定による適合命令		0		
19 第40条の規定による業務の廃止 の届出の受理		0		
20 第42条の規定による指定の取消し		0		
21 第43条の規定による公示		0		

ら第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。別表第二2本庁関係特定事項(環境森林部ウ環境保全課の表十三の項中第十一号を第十二号とし、第一号か

1 第3条第1項の規定による指定 同直機関の指定	
云 彩 紙 ○ 本 上 ○ 本 と 上 と と と と と と と と と と と と と と と と と	令、環 産業省
1 第12条の規定による報告の受理	
め、同号を心間頂第二十一号とし、同項第十四号中「第43条」を「第91条」に改め、同号を同項第二十号	とし、 I に改
厄暦無十川中日「第24条」や「第49条」以 ′ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十二号中	「第23
次の一号を加える。 六号とし、同項第九号中「第17粉第 1 項」を「第35秒第 1 項」に改め、同号を同項第十四号とし、同号改め、同号を同項第十七号とし、同項第十号中「第22秒第 3 項」を「第47秒第 3 項」に改め、同号を同 後、を「登立のでは、「はなめ、同学を同項第十八号とし、同項第十一号中「第22秒(1)を「第47秒(1)を「第47秒(1)を「第47秒(1)を「第47秒(1)を「第47秒(1)を「第47秒(1)を「第47秒(1)を「1)を「1)を「1)を「1)を「1)を「1)を「1)を「1)を「1)を「	頂第十
15 第45条第4項の規定による報告 の受理	

無一やかの無用やまでとして次の日本を与える。 無一やかの無用やまでとして次の日本を与える。 無一やかの無用やまでとして次の日本を与れる。 無一やかの無田やまでとして次の日本を与れる。 無一やかの無田やまでとして次の日本を与れる。 無一やかの無田やまでとして次の日本を与える。 無一やかの無田やまでとして次の日本を与える。 に中や同一までもして、第16条」を「第34条」とおる。 に中や同一また。 第16条」を「第34条」はおる。 に中や同一また。 第17条第2項(第12条第2項、第13条第2項(第31条第2項)を「第29条第1項(第30条第2項及び第35条第2項」とおる。 に中や同一また。 第17条第2項」を「第29条第1項(第12条第2項及び第35条第2項」とおる。 に中や同一また。 第17条第2項」を「第29条第1項(第30条第2項及び第31条第2項」とおる。 に中や同一また。 第17条第2項」を「第29条第1項(第30条第2項及び第31条第2項」とおる。 に中や同一また。 第17条第2項」を「第28条(第30条第2項及び第31条第2項」とおる。 に中や同一また。 第17条第2項」を「第28条(第30条第2項及び第31条第2項」とおる。 に中や同一また。 第17条第2項」を「第28条(第30条第2項及び第31条第2項」とおる。 に中や同一また。 第17条第2項」を「第28条(第30条第2項」とおる。 に中や同一また。 第17条第2項」を「第28条(第30条第2項」とおる。 に中や同一また。 第17条第2項」を「第28条)の「第28条)の「第27条第2項」とおる。 に中や同一また。 第17条第2項」を「第28条)の「第28条)の「第27条第2項」とおる。 に中や同一また。 第17条第2項」を「第28条)の「

1 第17条の規定による指導及び助 言			0	
2 第18条の規定による勧告、公表 及び命令		0		

	平成2	27年	3月	31日	火	曜日			栃	木	県	: /	公	報							号外第	第19	号 (9)
				第 2 F 知 の 5		〆第 △	4項の規	見定				0											
		第2 なび2		第 5 月	質の表	見定に	こよる集	集計				0											
	5 0	第2 0受理		第45	頁の表	見定に	こよる近	重知				0											
	四表第	<u>K</u> 110	n ∦ l	下関	条 本	と事で	地心環合	児森林	部で	票型	保全	髁 (3表-	<u>-1</u>	が重い	た次の) 🖆	ひ分言	』 える	ં [°]			
		第9 及び記		の規定	定に。	よる資	資料の携	是出				0											
	ノに加め表第			下関で	条 本①	と 事で	以少聚台	県森林	: 語り	上野	保全	群の	3表+	F+1	(C)	₩₩+	-116	2両2	, ,つ,	+6	が頃の	次に	次の
	の 条 成 第)保 条例	全等に を行き を行き	生は関するとは、生まれては、生まれては、またのでは、またのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	する (平 規則	作 多 耳	第99 対(栃木 計る条例 条の4 類の規 員 る。)	ド県生 列第39 第1項	E活環 9条の 頁及び	境の 3第 第39	保全 1項 条の	等に (、第 () 5 第	三関 第39 第1				0						
七 つ、 る 没	法律」 無十	し、[-回 か	同項である。	い無- の無-	十十点	ながれ	弟十六号 でを四点が関係。 は、 は、 は、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	ゾに狩 ド〜 (ア猟の	適正	化に	. 関す . (四知	rる注 {{十1	去律」 □�-E	ト [1 _]	≾&′ 4」 √	퍼 1 년	8〕 7 &干和	1改め吊士=	5、 (中か	記号を 3第二	十 1 回 呼	第十号号と
	6 獲			か 2 の か認知		官に。	よる鳥兽	狀捕			0												
	7 指	第1 皆置6		か69	第2月	頁の規	見定によ	よる			0												
	8 認	第1 認定等		D 70	の規定	ÈC.	よる変勇	更の			0												
	9 取	第1 文消 l		D100	の規定	官に。	よる認定	官の			0												
	四表第	£110	n 	下関 で	条 本①	と 事で	現 中 票 章	児森林	が 報 大	廃棄	老华	※無	£6#	K 1 6	の頂笛	R I	ν #		•				
'		0									₩												に改
&′	四四	☆無-	- ≺□	すから	ひ無1	1+=	ずまでの	の規定	∏								•	•			₩	-]	

(10) =	P成27年3月31日 火甲	翟日	栃	木	県	1	<u></u>	報						号外第	第19号	
۲					いた	ξε´	□₩	女七の	の頃か	東田	下十					
٢	0				₩						(\supset			<u> </u>	に改
&`	同項中第七号を第八日	マとし、第六号の	次に	次の	्री पी	かだ	がえて	٥°							J	
	7 第127条の規定に	よる照会等						0								
Ŕ1	-一号を第三十二号とり九の項までを一項ず(別表第二2本庁関係特合	ン繰り上げ、別書	女雅!!	20 ★	上上国	医保育	2定	事項に	9年	関値は	有恕!	/保	関値が	心課の表	1の項由	于無
	2 第19条第1項第2 る指定	2号の規定によ			0											
号 で か	├第十号を第十一号と、 ト「郷55秒」を「第55%と五項ずつ繰り下げ、『沢表明ご2本庁関係件で	が第 2 頃」に改めて表五の項第六号	S、 [6]	第)一	₹55条 << 中	で区が	・ で で いこ	て準用	月する	る場合	合を含	含む。)]	を削り	、同項等	形力
	10 第54条第1項(第 項及び第55条第2項 する場合を含む。) 報告の徴収等	頁において準用			\circ											
	の表第二2本庁関係特合	と事項 6保 健福祉	神部ア	保健	な値が	世群の	変す	ユの百	まにざ	₹ 61	14	9 천	κю°			
	12 第55条第1項の規	見定による指定				0										
	13 第83条の2の規定	とによる通知			0											
	ぺる。 S表第二2本庁関係特合	企事項⑤保健福祉	は帯ア	、	な猫が	∄震∈	3表:	-H;€	の重っ	ぞ九の	2両-	ハン、	면변	項の次に	次のよう	ンバ
	10 生活困窮者自立	1 第10条第2	2項の	規定	こによ	る認	尼定				0					
	支援法(平成25年 法律第105号)に 基づく事務	2 第10条第3 の取消し	3項の	規定	ミによ	こる認	忍定				0					
	の項を六の項とし、一の別表第二2本庁関係特合					i ■	S.表±	HEI 6	が重い	%<€	- 暦 2	いし、	11] (の項を七	の項と1	٦′
	2 社会福祉法施行 令(昭和33年政令 第185号)に基づ	1 第6条第1 の承認	. 項の	規定	ここよ	る変	更			0						
	く事務	2 第6条第2 の届出の受理		規定	ここよ	る変	更				0					

	3 第7条の規定による報告の受理			0		
	4 第8条の規定による報告の徴収 及び指示			0		
	5 第9条の規定による指定の取消し		0			
3 社会福祉士及び 介護福祉士法(昭 和62年法律第30 号)に基づく事務	1 第7条第2号及び第3号並びに 第39条第1号から第3号までの規 定による指定		0			
4 社会福祉士及び 介護福祉士法施行	1 第4条第1項の規定による変更 の承認		0			
令(昭和62年政令 第402号)に基づ く事務	2 第4条第2項の規定による変更 の届出の受理			0		
	3 第5条の規定による報告の受理			0		
	4 第6条の規定による報告の徴収 及び指示			0		
	5 第7条の規定による指定の取消し		0			
5 社会福祉士及び介護福祉士法施行	1 第23条の2第2項の規定による 届出の受理			0		
規則(昭和62年厚 生省令第49号)に 基づく事務	2 第23条の2第3項の規定による 変更の届出の受理			0		
	3 第23条の2第4項の規定による 報告書の受理			0		

市とし、第五中から第七中までや十二中でつ縁の下げ、第四中の次に次の十二中を加える。 17条の規定による申請書の進達」や「第11条第1項の規定による指定」に対め、同項第四中中「第13条第2項及び第14条の規定による届出等の進達」や「第11条第2項の規定による報告」に対め、同項中無八中を第二十年をとし、第14条の規定による届出等の進達」を「第11条第2項の規定による報告」に対し、第15条(19年)に対し、19年)に

5 第12条の規定による指定の申請 の受理		0			
6 第13条第1項の規定による変更 (課程に関することに限る。)の 承認		0			
7 第13条第1項の規定による変更			0		

(課程に関すること 承認	こを除く。)の												
8 第13条第2項の規 の受理	見定による届出						0						
9 第13条第3項の表	見定による報告						0						
10 第14条第1項の表 の受理	見定による報告						0						
11 第14条第2項の規	見定による報告						0						
12 第15条第1項の表 の徴収	見定による報告				0								
13 第15条第2項の規	見定による指示				0								
14 第16条第1項の規 の取消し	見定による指定			0									
15 第16条第2項の規	見定による報告						0						
16 第17条の規定によ しの申請の受理	よる指定の取消			0									
別表第二2本庁関係特合	左事項6保健福祉	神經,	- 困		ス 罪 の	3 表に	1次の) H v	ンにも	叫えて	0°	I	
12 診療放射線技師	1 第7条第	L 項 Ø	の規定	定に。	よる 打	旨定			0				
法施行令(昭和28 年政令第385号)	2 第7条第2	2項0	り規定	定に。	よる幸	股告						0	
に基づく事務	3 第8条の規 の受理	見定り	こよる	る指気	官の目	申請			0				
	4 第9条第1 の承認	L 項の	の規定	定に。	よる多	変更				0			
	5 第9条第2 の受理	2項の	の規定	定に。	よる届	重出						0	
	6 第9条第3	3項の	の規定	定に。	よる幸	设告						0	
	7 第10条第1 の受理	1項(の規定	定に。	よる幸	报告						0	
	8 第10条第2	2項の	の規定	定に。	よる幸	报告						0	
	9 第11条第1 の徴収	1項の	の規定	定に。	よる幸	报告				0			

	10 第11条第2項の規定による指示		0		
	11 第12条第1項の規定による指定の取消し	0			
	12 第12条第2項の規定による報告			0	
	13 第13条の規定による指定の取消しの申請の受理	0			
13 歯科技工士法施	1 第9条第1項の規定による指定	0			
行令(昭和30年政 令第228号)に基	2 第9条第2項の規定による報告			0	
づく事務	3 第10条の規定による指定の申請 の受理	0			
	4 第11条第1項の規定による変更 の承認		0		
	5 第11条第2項の規定による届出 の受理			0	
	6 第11条第3項の規定による報告			0	
	7 第12条第1条の規定による報告の受理			0	
	8 第12条第2項の規定による報告			0	
	9 第13条第1項の規定による報告の要求		0		
	10 第14条の規定による指示		0		
	11 第15条第1項の規定による指定の取消し	0			
	12 第15条第2項の規定による報告			0	
	13 第16条の規定による指定の取消しの申請の受理	0			
14 臨床検査技師等	1 第10条第1項の規定による指定	0			
に関する法律施行 令 (昭和33年政令	2 第10条第2項の規定による報告			0	
第226号)に基づく事務	3 第11条の規定による指定の申請 の受理	0			

	4 第12条第1項の規定による変更 の承認			0		
	5 第12条第2項の規定による届出 の受理				0	
	6 第12条第3項の規定による報告				0	
	7 第13条第1項の規定による報告 の受理				0	
	8 第13条第2項の規定による報告				0	
	9 第14条第1項の規定による報告 の徴収			0		
	10 第14条第2項の規定による指示			0		
	11 第15条第1項の規定による指定 の取消し		0			
	12 第15条第2項の規定による報告				0	
	13 第16条の規定による指定の取消 しの申請の受理		0			
15 理学療法士及び 作業療法士法施行	1 第9条第1項の規定による指定		0			
令 (昭和40年政令 第327号) に基づ	2 第9条第2項の規定による報告				0	
く事務	3 第10条の規定による指定の申請 の受理		0			
	4 第11条第1項の規定による変更 の承認			0		
	5 第11条第2項の規定による届出 の受理				0	
	6 第11条第3項の規定による報告				0	
	7 第12条第1項の規定による報告 の受理				0	
	8 第12条第2項の規定による報告				0	
	9 第13条第1項の規定による報告 の徴収			0		

	10 第13条第2項の規定による指示			0		
	11 第14条第1項の規定による指定の取消し		0			
	12 第14条第2項の規定による報告				0	
	13 第15条の規定による指定の取消 しの申請の受理		0			
16 視能訓練士法施	1 第10条第1項の規定による指定		0			
行令(昭和46年政 令第246号)に基 づく事務	2 第10条第2項の規定による報告				0	
ブン 事務	3 第11条の規定による指定の申請 の受理		0			
	4 第12条第1項の規定による変更 の承認			0		
	5 第12条第2項の規定による届出 の受理				0	
	6 第12条第3項の規定による報告				0	
	7 第13条第1項の規定による報告の受理				0	
	8 第13条第2項の規定による報告				0	
	9 第14条第1項の規定による報告の徴収			0		
	10 第14条第2項の規定による指示			0		
	11 第15条第1項の規定による指定の取消し		0			
	12 第15条第2項の規定による報告				0	
	13 第16条の規定による指定の取消 しの申請の受理		0			
17 臨床工学技士法 (昭和62年法律第 60号)に基づく事 務	1 第14条第1号から第3号までの 規定による指定		0			
18 臨床工学技士学	1 第2条第1項の規定による指定		0			

校養成所指定規則 (昭和63年文部省	の申請の受理				
令、厚生省令第2号)に基づく事務	2 第3条第1項の規定による変更の承認		0		
	3 第3条第3項の規定による届出の受理			0	
	4 第5条の規定による報告の受理			0	
	5 第6条第1項の規定による報告 の徴収		0		
	6 第6条第2項の規定による指示		0		
	7 第7条の規定による指定の取消し	0			
	8 第8条の規定による指定の取消しの申請の受理	0			
19 義 肢 装 具 士 法 (昭和62年法律第 61号)に基づく事 務	1 第14条第1号から第3号までの 規定による指定	0			
20 義肢装具士学校 養成所指定規則	1 第2条第1項の規定による指定 の申請の受理	0			
(昭和63年文部省 令、厚生省令第3 号)に基づく事務	2 第3条第1項の規定による変更 の承認		0		
	3 第3条第3項の規定による届出 の受理			0	
	4 第5条の規定による報告の受理			0	
	5 第6条第1項の規定による報告 の徴収		0		
	6 第6条第2項の規定による指示		0		
	7 第7条の規定による指定の取消し	0			
	8 第8条の規定による指定の取消しの申請の受理	0			
21 救急救命士法 (平成3年法律第		0			

36号)に基づく事務						
22 救急救命士学校 養成所指定規則	1 第2条第1項の規定による指定 の申請の受理		0			
(平成3年文部省 令、厚生省令第2 号)に基づく事務	2 第3条第1項の規定による変更の承認			0		
	3 第3条第3項の規定による届出 の受理				0	
	4 第5条の規定による報告の受理				0	
	5 第6条第1項の規定による報告 の徴収			0		
	6 第6条第2項の規定による指示			0		
	7 第7条の規定による指定の取消し		0			
	8 第8条の規定による指定の取消しの申請の受理		0			
23 歯科衛生士法施	1 第2条第1項の規定による指定		0			
行令(平成3年政 令第226号)に基 づく事務	2 第2条第2項の規定による報告				0	
*ノく 事務	3 第3条の規定による指定の申請 の受理		0			
	4 第4条第1項の規定による変更 の承認			0		
	5 第4条第2項の規定による届出 の受理				0	
	6 第4条第3項の規定による報告				0	
	7 第5条第1項の規定による報告の受理				0	
	8 第5条第2項の規定による報告				0	
	9 第6条第1項の規定による報告 の要求			0		
	10 第7条の規定による指示			0		

平成27年3月31日 火甲	福日 栃木県公	報				号外第19号
	11 第8条第1項の規定による指定の取消し					
	12 第8条第2項の規定による報告				0	
	13 第8条の2の規定による指定の 取消しの申請の受理		0			
24 あん摩マツサー	1 第1条第1項の規定による認定		0			
ジ指圧師、はり 師、きゆう師等に 関する法律施行令	2 第1条第2項の規定による報告				0	
(平成4年政令第 301号) に基づく	3 第2条の規定による認定の申請 の受理		0			
事務	4 第3条第1項の規定による変更の承認			0		
	5 第3条第2項の規定による届出 の受理				0	
	6 第3条第3項の規定による報告				0	
	7 第4条第1項の規定による報告の受理				0	
	8 第4条第2項の規定による報告				0	
	9 第5条第1項の規定による報告の徴収			0		
	10 第5条第2項の規定による指示			0		
	11 第6条第1項の規定による認定の取消し		0			
	12 第6条第2項の規定による報告				0	
	13 第7条の規定による認定の取消しの申請の受理		0			
25 柔道整復師法施	1 第2条第1項の規定による指定		0			
行令(平成4年政 令第302号)に基	2 第2条第2項の規定による報告				0	
づく事務	3 第3条の規定による指定の申請 の受理		0			
	4 第4条第1項の規定による変更			0		

	の承認					
	5 第4条第2項の規定による届出 の受理				0	
	6 第4条第3項の規定による報告				0	
	7 第5条第1項の規定による報告 の受理				0	
	8 第5条第2項の規定による報告				0	
	9 第6条第1項の規定による報告の徴収			0		
	10 第6条第2項の規定による指示			0		
	11 第7条第1項の規定による指定の取消し		0			
	12 第7条第2項の規定による報告				0	
	13 第8条の規定による指定の取消しの申請の受理		0			
26 言語聴覚士法 (平成9年法律第 132号)に基づく 事務	1 第33条第1号から第3号まで及 び第5号の規定による指定		0			
養成所指定規則	1 第2条第1項の規定による指定 の申請の受理		0			
(平成10年文部省 令、厚生省令第2 号)に基づく事務	2 第3条第1項の規定による変更の承認			0		
	3 第3条第3項の規定による届出 の受理				0	
	4 第5条の規定による報告の受理				0	
	5 第6条第1項の規定による報告 の徴収			0		
	6 第6条第2項の規定による指示			0		
	7 第7条の規定による指定の取消し		0			
	8 第8条の規定による指定の取消		0			

J	」の申請の受) 理												
り、別表第二2本庁関係特定す	「													
☆ 中 ○ ○														
				に必	₹&. _	匝中	D.炒[[四河街	R+E	回事っ	'د،	回石	項中第八号を	無十三
・ 「 「 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「														
2']	₩									
に改め、同号を同項第六号とし	し、同事の答	ひにず	361	を合	る祖々	८७°								Т
7 第19条第3項の規定に の取消し	こよる指定			0										
別表第二2本庁関係特定事で	摂い保健福祉	世紀 五	健康	作品	世群 6	3表1	i e e e	紙川	中の	※ に	1次の	日日	でを加える。	
2 第12条第1項の規定に	こよる指定				0									
3 第12条第3項の規定にの取消し	こよる指定			0										
4 第17条第1項の規定に 費の支給の決定	こよる医療				0									
5 第18条第1項の規定は 疾病医療費の支給の決定					0									
れ号を加える。 体存等所染無の所 場の 別表第二と本 下関係 特定 は で で で で で で で で で で で で で														
2 第19条の3第5項の 指定小児慢性特定疾病 選定					0									
3 第19条の3第10項の規 小児慢性特定疾病医療費 決定					0									
4 第19条の5第2項の規支給認定の変更の認定	見定による				0									
5 第19条の6第1項の規	 見定による				0									

支給認定の取消し					
6 第19条の9第1項の規定による 指定小児慢性特定疾病医療機関の 指定			0		
7 第19条の14の規定による変更の 届出の受理			0		
8 第19条の15の規定による指定辞 退の申出の受理			0		
9 第19条の16第1項の規定による 報告の徴収、立入検査等			0		
10 第19条の16第4項の規定による 小児慢性特定疾病医療費の支払の 一時差止め		0			
11 第19条の17第1項の規定による 勧告		0			
12 第19条の17第2項の規定による 公表		0			
13 第19条の17第3項の規定による 命令		0			
14 第19条の17第4項の規定による 公示		0			
15 第19条の18の規定による指定の 取消し等		0			
16 第19条の19の規定による公示			0		
17 第19条の20第1項の規定による 小児慢性特定疾病医療費の額の決 定			0		
18 第57条の2第3項及び第4項の 規定による不正利得の徴収		0			
19 第57条の3第2項の規定による報告の徴収等			0		
20 第57条の4第2項の規定による 資料の提供の要求等			0		

別表第二2本庁関係特定事項の保健福祉部工健康増進課の表中十の項を十一の項とし、六の項から九の項ま

でを一項ずつ繰り下げ、五の項の次に次のように加える。

6 食品表示法第15 条の規定による権 限の委任等に関す る政令に基づく事 務	1 第7条第1項第1号の規定による指示及び公表(健康の増進を図るために必要な表示事項に係るものに限る。以下この項において同じ。)						
	2 第7条第1項第2号の規定によ る命令及び公表						
	3 第7条第1項第3号の規定によ る命令及び公表						
	4 第7条第1項第4号及び第5号 の規定による報告の徴収及び物件 の提出の要求						
	5 第7条第1項第6号の規定によ る立入検査及び質問			C			
	6 第7条第1項第7号の規定による申出の受付及び調査						
	7 第7条第3項及び第6項の規定 による報告					0	
別表第二2本庁関係特合	上事項○保健福祉部工健康増進課の表は	に次の) H v2	これが	くん。		
12 難病の患者に対 する医療等に関す る法律(平成26年	1 第7条第1項の規定による支給 の認定						
	2 第7条第3項の規定による指定 医療機関の選定						
	3 第7条第7項の規定による特定 医療費の支払の決定						
	4 第10条第2項の規定による支給 認定の変更の認定						
	5 第11条第1項の規定による支給 認定の取消し						
	6 第14条第1項の規定による指定 医療機関の指定						
	7 第19条の規定による変更の届出 の受理						

	8 第20条の規定による指定辞退の 申出の受理			0				
	9 第21条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等			0				
	10 第21条第4項の規定による特定 医療費の支払の一時差止め		0					
	11 第22条第1項の規定による勧告		0					
	12 第22条第2項の規定による公表		0					
	13 第22条第3項の規定による命令		0					
	14 第22条第4項の規定による公示		0					
	15 第23条の規定による指定の取消 し等		0					
	16 第24条の規定による公示			0				
	17 第25条第1項の規定による特定 医療費の額の決定			0				
	18 第34条第1項及び第2項の規定 による不正利得の徴収		0					
	19 第35条第1項の規定による報告の徴収等			0				
	20 第37条の規定による資料の提供の要求等			0				
とし、同項に第一号とし別表第二2本庁関係特	て次の一号を加える。定事項⑤保健福祉部才障害福祉課の表	11の項中	-無二=	下ぞ組	8111화	الم لك	、第一中、	を第二中
1 第12条第5号の	規定による指定							
	け、九の項を十の項とし、同項の次に定事項⑤保健福祉部才障害福祉課の表				で重ら	ے'	十の項か	 ひ十目 <i>6</i>
11 精神保健福祉士 法(平成9年法律 第131号)に基づ く事務	1 第7条第2号及び第3号の規定 による指定		0					
12 精神保健福祉士 短期養成施設等及	1 第4条第1項の規定による変更の承認			0				

2 第4条第2項の規定による届出 の受理						0	
3 第7条の規定による報告の受理						0	
4 第8条第1項の規定による報告 の徴収				0			
5 第8条第2項の規定による指示				0			
6 第9条の規定による指定の取消し			0				
7 第10条の規定による指定の取消 しの申請の受理			0				
	の受理 3 第7条の規定による報告の受理 4 第8条第1項の規定による報告 の徴収 5 第8条第2項の規定による指示 6 第9条の規定による指定の取消し 7 第10条の規定による指定の取消	の受理 3 第7条の規定による報告の受理 4 第8条第1項の規定による報告 の徴収 5 第8条第2項の規定による指示 6 第9条の規定による指定の取消し 7 第10条の規定による指定の取消	の受理 3 第7条の規定による報告の受理 4 第8条第1項の規定による報告 の徴収 5 第8条第2項の規定による指示 6 第9条の規定による指定の取消し 7 第10条の規定による指定の取消	の受理 3 第7条の規定による報告の受理 4 第8条第1項の規定による報告 の徴収 5 第8条第2項の規定による指示 6 第9条の規定による指定の取消し 7 第10条の規定による指定の取消 0	の受理 3 第7条の規定による報告の受理 4 第8条第1項の規定による報告 の徴収 5 第8条第2項の規定による指示 6 第9条の規定による指定の取消し 7 第10条の規定による指定の取消 0	の受理 3 第7条の規定による報告の受理 4 第8条第1項の規定による報告 の徴収 5 第8条第2項の規定による指示 6 第9条の規定による指定の取消し 7 第10条の規定による指定の取消し	の受理 3 第7条の規定による報告の受理 4 第8条第1項の規定による報告 の徴収 5 第8条第2項の規定による指示 6 第9条の規定による指定の取消し 7 第10条の規定による指定の取消 し

を一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。別表第二2本庁関係特定事項⑤保健福祉部オ障害福祉課の表中八の項を九の項とし、五の項から七の項まで

5 知的障害者福祉	1	第14条第5号の規定による指定		0		
法(昭和35年法律						
第37号)に基づく						
事務						

ら第十四号までを四号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の四号を加える。別表第二2本庁関係特定事項⑤保健福祉部カニども政策課の表二の項中第十五号を第十九号とし、第五号か

5 第35条第6項の規定による審議 会への意見聴取			0		
6 第35条第7項の規定による市町 村長への協議			0		
7 第35条第8項ただし書の規定に よる不認可		0			
8 第35条第9項の規定による通知			0		

	3 第7条第1項及び第2項の規定 による認定の取消し及び公表			0				
--	-----------------------------------	--	--	---	--	--	--	--

4 第16条の規定による届出の受理			0									
別表第二2本庁関係特定事項の保健福祉	世報力と!	<u>ئ</u> ر س الم	政策課の	₩ +1	404	関にす	≾6-i	- 1 ¤	か かき	州える	0	
5 第17条第1項の規定による認可		0										
6 第17条第3項の規定による審議 会への意見聴取			0									
7 第17条第4項及び第5項の規定 による協議			0									
8 第17条第6項の規定による不認可		0										
9 第17条第7項の規定による通知			0									
10 第18条第1項から第3項までの 規定による書類の受理			0									
11 第19条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等			0									
12 第20条の規定による改善勧告及び改善命令		0										
13 第21条第1項の規定による事業停止命令等		0										
14 第21条第2項の規定による審議 会への意見聴取			0									
15 第22条第1項の規定による認可の取消し		0										
16 第22条第2項の規定による審議 会への意見聴取			0									
17 第30条第2項の規定による報告の徴収			0						i			
別表第二2本庁関係特定事項の保健福祉	世報力 こ	1 1 1 1	政策課の	表に;	 ₹6,	そろご	に加る	くん。	•			
18学校教育法に基1第4条第づく事務幼稚園の設置						0						-
2 第4条の2 が設置する9 届出の受理						0						

19 私立学校法に基 づく事務	1 第31条第1項の規定による学校 法人(幼稚園又は幼保連携型認定 こども園のみの設置を目的とする ものに限る。以下この項において 同じ。)の寄附行為の認可	0					
	2 第45条第1項の規定による学校 法人の寄付行為の変更の認可	0					İ
	3 第45条第2項の規定による学校 法人の寄附行為の変更の届出の受 理	0					
	4 第50条第2項の規定による学校 法人の解散の認可及び認定	0					İ
20 私立学校振興助成法に基づく事務	1 第12条第2号の規定による命令 (幼稚園又は幼保連携型認定こど も園のみの設置を目的とする学校 法人に係るものに限る。2におい て同じ。)	0					
	2 第12条第3号及び第4号の規定 による勧告	0					
、狄の一号を加える。 の表第二2本庁関係特定	近事項6G保健福祉部キ生活衛生課の表一の項中等 	形 中	らを留	R1 II	ひとし	し、同項に第一号と	J
1 第3条第3項の規	見定による指定						
	項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、近事項6保健福祉部キ生活衛生課の表中二十一の						1
5 第12条第5項第3 る登録	3 号の規定によ						
ノに加える。 の表第二2本庁関係特定	近事項 G保健福祉部キ生活衛生課の表中十九の西	まをこ	1+<	、 の恒	K -V -	し、同項の次に次の	>
29 食鳥処理の事業	1 第3条の規定による届出の受理		0				
の規制及び食鳥検 査に関する法律施 行令(平成3年政	2 第4条の規定による報告の徴収		0				
令第52号) に基づ く事務	3 第5条の規定による登録の取消し	0					
	4 第6条の規定による登録取消し の申請の受理		0				
		l T	T	1			

	5 第8条の規定	による登録			\circ					
	6 第11条第3項 の受理	の規定による凮	出		0					
	7 第12条の規定	による届出の勇	建理		0					•
	8 第13条の規定	による届出の勇	受理		0					•
	9 第15条の規定	による適合命令	ĵ		0					
	10 第16条の規定	による改善命令	ĵ		0					
	11 第17条の規定 し及び停止命令	による登録の耳	文消		0					
	12 第19条の規定	による報告の領	收収		0					
	13 第20条第1項 検査	の規定によるご	五入		0					
で。 11 第56条の3第1 認定 高	定事項⑤保健福祉部								の項から-	
トリースの項までを 九項ずつ繰	り下げ、十三の項を	ニナーの項とし)、同社	の次に	次のよ	ひにま	加える	.9°		_
22 食品表示法第15 条の規定による権限の委任等に関する政令に基づく事務	1 第7条第1項 までの規定によ 護を図るために 係るものに限る じ。)	る公表(健康 <i>の</i> 必要な表示事項)保 頁に		0					
	2 第7条第3項	及び第6項の規	見定				0			
※」に改め、同項中第二 別表第二2本庁関係特						. 「第	等3条	:第1項」	か「第:	3
2 第3条第1号の	規定による指定	0								
うに加える。別表第二2本庁関係特	定事項⑤保健福祉部	キ生活衛生課の	の表中十	 	を十八	の項-	いつ、	同項の物	火に次のよ	-6
19 調理師法施行令 (昭和33年政令第		規定による変勇	三の		0					

303号)に基づく 事務	2 第1条の3の規定による届出の 受理				0					
	3 第1条の4の規定による届出の 受理				0					
20 調理師法施行規 則(昭和33年厚生 省令第46号)に基	1 第10条の規定による報告の徴収 及び指示				0					
有分男40万)に基づく事務	2 第11条の規定による指定の取消し			0						
次の一号を加える。 別表第二2本庁関係特	定事項の保健福祉部キ生活衛生課の表	 1 €	の項由	上無1		9無1	一字~	っし、策	中の美	マ に 一
2 第5条第1号の	規定による指定									
っに加える。 別表第二2本庁関係特:	定事項6保健福祉部キ生活衛生課の表	++	1 6 恒	₹% ∃	-1< 6	9両1) しつ′	同項の	次に次の	 ? 굓
17 製菓衛生師法施 行令(昭和41年政 令第387号)に基	1 第21条第1項の規定による変更等の承認			0						
づく事務	2 第21条第2項の規定による届出の受理				0			ı		
	3 第22条の規定による報告の徴収 及び指示				0					
	4 第23条の規定による指定の取消し(申請に基づくものを除く。)			0						
	5 第23条の規定による指定の取消し(申請に基づくものに限る。)				0					
	6 第24条の規定による申請の受理				0					
	し、七の項を十一の項とし、同項の次に事項の保健福祉部キ生活衛生課の表す.						۲′ +	いの項を	十四の世	₩~V
12 食品衛生法施行	1 第14条の規定による登録			0						
令(昭和28年政令 第229号)に基づ	2 第16条の規定による届出の受理				0					
く事務	3 第17条の規定による報告の徴収				0					
	4 第18条の規定による登録の取消			0						

5 第21条の規定による登録	C			
6 第24条第3項の規定による届出 の受理		0		
7 第25条の規定による届出の受理		0		
8 第26条の規定による届出の受理		0		
9 第28条の規定による適合命令		0		
10 第29条の規定による改善命令		0		
11 第30条の規定による登録の取消 し及び停止命令	С			
12 第32条の規定による報告の徴収		0		
13 第33条の規定による立入検査		0		
公二の項中第一号を第二号とし、同項に た事項⑤保健福祉部キ生活衛生課の表f				

別表第二2本庁関係特定事項⑤保健福祉部キ生活衛生課の表中二の項を四の項とし、同項の次に次のように 加える。

5 美容師法施行規 則(平成10年厚生 省令第7号)に基	1 附則第7条第12号の規定による 認定			0		
づく事務	2 附則第8条第6号の規定による 認定			0		
6 美容師養成施設 指定規則(平成10	1 第5条の規定による変更等の承 認		0			
年厚生省令第8 号)に基づく事務	2 第7条の規定による届出の受理			0		
	3 第8条の規定による届出の受理			0		
	4 第9条の規定による届出の受理			0		
	5 第11条の規定による報告の徴収 及び指示			0		
	6 第12条第1項の規定による指定 の取消し		0			

別表第二2本庁関係特定事項の保健福祉部キ生活衛生課の表一の項の次に次のように加える。

2 理容師法施行規則(平成10年厚生	1 附則第7条第12号の規定による 認定			0		
省令第4号)に基 づく事務	2 附則第8条第6号の規定による 認定			0		
3 理容師養成施設 指定規則(平成10	1 第6条の規定による変更等の承 認		0			
年厚生省令第5 号)に基づく事務 2 第8条の規定による届出の受理				0		
	3 第9条の規定による届出の受理			0		
	4 第10条の規定による届出の受理			0		
	5 第12条の規定による報告の徴収 及び指示			\circ		
	6 第13条第1項の規定による指定 の取消し		0			

・受戦継川の本行歴保存任事点の保御値当能を繋続課の表しの面中「薬事法(」や「医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(」とお名、叵鬥無一中日「、化粧品及び医療機器(薬事法施行 令(昭和36年政令第11号」☆「及び化粧品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「令」という。」↓′「、化粧品及び医療機器に」梲 「及び化粧品に」とおる、叵鬥無口中日「、化粧品及び医療機器(薬事法施行令」や「及び化粧品(令」と、 「、化粧品及び医療機器に」や「及び化粧品に」以、「、7及び11から13まで」や「及び18」以名名、叵斷紙 国中日「、医薬部外品及び医療機器(薬事法施行令」や「及び医薬部外品(令」√、「、医薬部外品及び医療 機器に」や「及び医薬部外品に」とおる/ 叵鬥無用���「薬事法施行令」や「令」と/ 「、医薬部外品及び医 療機器」や「及び医薬部外品に係るもの」とお∞′ 叵鬥無长��母「、医薬部外品及び医療機器」や「及び医薬 項」とおる、「医薬品製造管理者」の糸と「、体外診断用医薬品製造管理者」や、「許可」の糸と「(令第80 条第2項第4号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者並びに令第80条第3項第5号に規定する 医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者に係るものに限る。)」や目べ、回暦日無十十中や無川十一中や → ご 回 無十 长 中 日 「 停止命令」 S 太 以 「 (同項に規定する厚生労働大臣の権限に属するものにあっては、令 第80条第1項第4号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、同条第2項第2号に規定す る医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者、同項第4号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製 造業者、同条第3項第2号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者、同項第5号に規定する 医療機器の修理業者並びに同条第4項第2号に規定する再生医療等製品の製造販売業者に係るものに限 **め。)」を加え、同号を同項第二十七号とし、同号の次に次の三号を加える。**

28 第75条の2第1項の規定による 登録の取消し及び停止命令(令第 80条第3項第5号に規定する医療 機器及び体外診断用医薬品の製造 業者に係るものに限る。)		0			
29 第76条の6第1項及び第2項の		0			

規定による検査命令等				
30 第76条の7の2の規定による中 止命令等		0		

20 第70条第1項の規定による措置命令		0			
21 第71条第1項の規定による検査 命令		0			
22 第72条第1項語 (第72条年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年		0			
23 第72条の4第1項及び第2項の規定による改善命令等(これらの項に規定する厚生労働大臣の権限に属するものにあっては、令第80条第1項第4号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、同条第2項第2号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者、同項第4号		0			

に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者、同条第3項第2号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者、同項第5号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者並びに医療機器の修理業者並びに医療機器の修理業者並びに医療機器の修理業者を可と、第4項第2号に規定する再生医療等製品の製造販売業者に係るものに限る。25において同じ。)					
24 第72条の5第1項及び第2項の 規定による中止命令等		0			
25 第73条の規定による変更命令		0			

16 第40条の5第1項の規定による 再生医療等製品の販売業の許可		0		
17 第40条の6第2項ただし書の規 定による許可		0		

第3項第4年に独成する所属条件三号とし、同項中第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加え号中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「10」を「16及び17」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十回号とし、同項第十の次に「(今第80条の。)

8 第23条の2第1項の規定による 医療機器及び体外診断用医薬品 (令第80条第3項第1号に規定す る医療機器及び体外診断用医薬品 に限る。)の製造販売業の許可		0		
9 第23条の2の3第1項の規定に よる医療機器又は体外診断用医薬 品(令第80条第3項第3号に規定 する医療機器及び体外診断用医薬 品に限る。)の製造業の登録		\circ		
10 第23条の20第1項の規定による 再生医療等製品(令第80条第4項 第1号に規定する再生医療等製品 に限る。)の製造販売業の許可		0		

等の	の品質、有効性及び安全	K二の項第三号及び第五号、同表三の下第三号の保健福祉部の薬務課の表この と事項の保健福祉部の薬務課の表この	に改	&、≌	3.麦笋	⊮ 11c	v { 1	1関で	床特定事項	9產業労
11] ¤	r及び第十五号並びに [N 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1] *	
難(の表に次のように加える	o。 「	(表第1	1 01	€₩₩	巫 傑和	ţ:₩	· 字	農政部/	農村振興
	6 農業の有する多 面的機能の発揮の	1 第5条第1項及び第5項の規定 による基本方針の策定及び変更			0					
	促進に関する法律 (平成26年法律第 78号)に基づく事	14 ×		0						
	務	3 第5条第4項の規定による公表、通知及び報告	:			0				
		、の項の次に次のように加える。た事項①農政部才生産振興課の表中十	-1116	東を十	-目(2項-	υ ン ΄	#6	の項から十	110項法
	7 内水面漁業の振 興に関する法律 (平成26年法律第	1 第10条第1項及び第4項の規定 による都道府県計画の策定及び変 更			0					
	103号)に基づく 事務	2 第10条第2項の規定による協議	Skh		0					
		3 第10条第3項の規定による公表	.4.			0				
		4 第20条の規定による助言、指導 等	Ĺ			0				
		5 第32条の規定による書類の経由	1			0				
		6 第35条第2項の規定による協議 会の設置	othy		0					
質、 2 · ② 律 加	有効性及び安全性の配 頁」と格名、	世神野 C 離 점 話 R 梅 世 縣 監 縣 ト 申 田 C 離 점 話 R 梅 世 縣 田 の 第 3 項 ま で 東 日 「 第 6 9 条 第 1 項 か ら 第 3 項 ま で 東 法 施 行 令 」 や 「 医 薬 品 、 医 療 機 器 等 田 山 吹 日 「 第 6 1 条 第 2 項 日 報 世 話 む 松 両 凶 紙 監 ら 料 と		⊕「第 「第69 質、有 「通	第36条 条第 可効性	条の 4 第 1 項 生及で	1 第 2 〔、第 『 ボ安 3	2項」 52項 全性 <i>0</i>	☆「第36 夏及び第4 ○確保等に	条の8第 項」 ^以 関する法
	業の業務の適正化 に関する法律(平 成13年法律第57	等 2 第23条第2項の規定による命令			0					
	号)に基づく事務	の要請								

別表第二2本庁関係特定事項⊗県土整備部オ道路保会	宝課の表一の項第一	砕⊕「23、25及び	26」 🏖「24、26万
び27」に改め、同項中第二十六号を第二十七号とし、第	第十九号から第二十	よ号までを一号ぎ	つ繰り下げ、第十
八号の炊に炊の一号を加える。			

19 第47条の3第2項の規定による		\circ		
同意並びに同条第4項及び第5項				
の規定による許可基準等の提供				

を一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。別表第二2本庁関係特定事項⊗県土整備部オ道路保全課の表中七の項を八の項とし、二の項から六の項まで

2 車両制限令(昭 和36年政令第265 号)に基づく事務	1 第3条第1項第2号イの規定に よる道路の指定		0		
方)に落つく事伤	2 第3条第1項第3号の規定によ る道路の指定及び第10条第1項の 規定による通行方法の決定		0		

別表第二2本庁関係特定事項⊗県土整備部オ道路保全課の表に次のように加える。

9 災害対策基本法 に基づく事務	1 第76条の6第1項の規定による 区間の指定		0		
	2 第76条の7の規定による指示		0		
	3 第82条第1項の規定による損失 補償(第76条の6第3項後段及び 第4項の規定による処分に係るも のに限る。)	0			
10 災害対策基本法 施行令に基づく事 務	1 第33条の3第1項の規定による 通知		0		

黙の紙川の暦に次の一号を行る。
 まの紙川の暦に次の一号を加える。
 まの紙川の暦に次の一号を加える。
 まの紙川の暦に次の一号を加える。
 まの紙川の暦に次の一号を加える。
 まの紙紙二の本下国係等に書面の表しの。
 まの紙紙二の本下国係等に書面の表しる。
 まのままに書きる。
 まのは、第2号及の第2号の2」に対め、
 この表に回来上に中中「第6条第3項」を「第7条第3項」に対め、
 に回来上に中中「第9条第1項」に対め、
 に回来上い中中「第13条第2項」を「第9条第3項」に対め、
 に回来上い中中「第14条」を「第15条」に対め、
 に回来上い中・「第13条第2項」を「第14条第1項」に対め、
 に回来上い中・「第14条」を「第15条」に対め、
 に回来上に中・「第16条第1項」を「第14条第1項」に対め、
 に回来上に中・「第14条」を「第15条」に対め、
 に回来上に中・「第16条第1項」を「第17条第2項」を「第15条第1項」を「第16条第1項」を「第17条第1項」を「第21条第1項」を「第21条第1項」を「第21条第1項」に対め、
 に回来上に中・「第15条第1項」に対め、
 に回来上に中・「第20条第1項」に対め、
 に回来上に中・「第20条第1項」に対し、第2号及び第2号の2」に対め、
 に回来上に中・「第25条第1項」に対し、第2号を第1項」を「第26条第1項」に対し、第2号を第1項」を「第26条第1項」に対し、第2号を第1項」に対し、第2号を第1項」に対し、第2号を第1項」に対し、第2号を第1項」に対し、第2号を第1項」に対し、第2号を第1項」を「第2の条第1項」に対し、第2号を第1項」に対し、第2号を第1項」に対し、第2号を第1項」に対し、第2号を第1項」に対し、第2号を第1項」に対し、第2号を第1項」に対し、第2号を第1項」に対し、第2号を第1項」に対し、第2号を第1項」に対し、第2号を第2号を第1項」に対し、第2号を第1項目の、第2号を第1列目の、第2号を第1項目の、第2号を第1項目の、第2号を第1項目の、第2号を第1項目の、第2号を第1項目の、第2号を第1項目の、第2号を第1列目のを第1列目の、第2号を第1列目の、第2号を第1列目の、第2号を第1列目の、第2号を第1列目の、第2号を第1列目の、第2号を第1列目の、第2号を第1列目の、第2号を第1列目の、第2号を第1列目の、第2号を第1列目の、第2号を第1列目の、第2号を第1列目の、第2号を第1列目の、第2号を第1列目の、第2号を第1列目の、第2

2 第137条の16第2号の規定によ		0		
る認定				

別表第二2本庁関係特定事項⊗県土整備部コ建築課の表に次のように加える。

11 マンションの建 替え等の円滑化に	1 第102条第2項及び第3項の規 定による認定及び通知		0		
関する法律(平成 14年法律第78号) に基づく事務	2 第105条第1項の規定による許 可		0		

し、同表中十四の項を十五の項とし、十三の項を十四の項とし、十二の項の炊に炊のように加える。号を同項第十二号とし、同項中第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号と、第十二号を第十二号とし、同項第十三号と、 同項第九号中「第66条第1項第1如字の第4如神付」を「第66条」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第1号中「第66条第1項第1中等と別)に改め、同項等四号及び第五号中「母型世内・民民神・母母型十二に改め、同項表別二日本庁関係特定事項。県土整備部サ住宅課の表五の項第二号中「內定神・可以に対しる。

13 マンションの建 替え等の円滑化に 関する法律に基づ く事務	1 第9条第1項の規定による認可 (市の区域内に係るものを除く。 以下この項において同じ。)		0			
\ #1th	2 第11条第1項及び第3項から第 5項まで(これらの規定を第34条 第2項において読み替えて準用す る場合を含む。)の規定による縦 覧及び意見書の処理			0		
	3 第14条第1項(第34条第2項に おいて読み替えて準用する場合を 含む。)の規定による公告及び図 書の送付			0		
	4 第24条第3項第3号の規定によ る報告の受理			0		
	5 第25条第1項の規定による届出 の受理			0		_
	6 第34条第1項の規定による認可		0			
	7 第38条第4項及び第6項の規定 による認可及び公告		0			
	8 第42条の規定による承認			0		
	9 第45条第1項及び第50条第1項 の規定による認可		0			
	10 第53条第1項の規定による承認			0		
	11 第54条第1項、第57条第1項並		0			

びに第94条第1項及び第3項の規 定による認可					
12 第97条第1項の規定による報告の徴収等			0		
13 第97条第2項の規定による措置命令		0			
14 第98条の規定による監督処分		0			
15 第99条第1項から第3項までの 規定による監督処分		0			
16 第109条第1項及び第111条第1 項の規定による認定			0		
17 第112条の規定による届出の受理			0		
18 第114条の規定による報告の徴収等			0		
19 第120条第1項、第134条第1 項、第137条第4項及び第141条第 1項後段(第145条において準用 する場合を含む。)の規定による 認可		0			
20 第160条第1項の規定による報告の徴収等			0		
21 第160条第2項の規定による措 置命令		0			
22 第161条第4項の規定による認可の取消し		0			
23 第163条の規定による技術的援助の実施			0		

ſģ	第92条第1項」 2′	()			7 *\$1		
Γ			に改み	8、同中4	多同項	十六号とし、	同項第十二中十一	第 43
野\$ 22∮	の、同号を同項第十号とし、同号の次に 粉第 3 苺」を「第47秒第 3 苺」に改め、 第十四号とし、同項第十号中「第23秒」 一を「第91秒」に改め、同号を同項十五	他「第48g	東第十	- 二号とした改め、同	国导参	同項第十三号と	こし、同項第九号中	「第
	11 第45条第4項の規定による報告の受理	0			0	_		
十条分が可じている。	京 総 無川 ○ 田 北 整 歴 歴 生 世 神 四 で 東 哲 で の 「 第 32 条 」 以 名 名 、 回 中 心 回 所 田 中 心 回 所 出 や し で か 回 所 出 や か 回 で か 回 で か 回 で か 回 で が 回 で か 回 で が 回 で か 回 で が 回 で が 回 で が 日 で か 回 で が 日 で が 日 で が 日 で が 日 で か 日 で が 日 で が 日 で が 日 で は 30 条 第 2 項 」 と る の に 限 る。 2 か ら 9 ま で に お い て 同 じ か ら に 限 る。 2 か ら 9 ま で に お い て 同 じ か く ら 口 中 か 巨 や と ら 口 中 か 巨 で か ら り ま で に お い て 同 じ か く ら 口 中 か 巨 か と ら 口 中 か 巨 か と ら 口 中 か 巨 か と ら 口 中 か 巨 か に な ら 口 中 か 巨 で か ら り ま で に お い て 同 じ か く ら 口 中 か 巨 か に な ら 口 中 か 巨 か に な ら 口 中 か 巨 か に な ら 口 中 か 巨 か に な ら 口 中 か 巨 か に な ら 口 中 か 巨 か に な ら 口 中 か 巨 か に な ら 口 中 か 巨 か に な ら 口 中 か 巨 か に な ら 口 中 か 巨 か に な ら い か 巨 が か に な ら い か こ か に な ら い か に な ら い か に な ら い か に な ら い か に な ら い か に な ら い か に な ら い か に な か に な か に な か に な か に な か に な か に な か に な か に な か に な か に な か に な か に な か に な か に な い か に な か に な か に な か に な い か に な か に な い か に な か に な い か に か に な い か	33条第1 - 「第11条 :第2項及 :第13条第 「咖啡」 「咖啡」 (「四中心」	頁回第び5~ 回「上野 写第第 写明 第 の	Note Note Note Note Note Note Note Note	三 中 心 「第1 「第2 「29条質」 12条質 12条質 に主	回暦無式ゆむ− 3条第1項」☆ 項、第13条第2 科&/回ゆゆ回 第1項(第30条 第2項及び第13 暦無 ゆ⊕「第 たる事務所又は	2、 回 無 K 中 日 「 3 「第31条第1項」 ! 2 項及び第17条第2耳 2 項及び第17条第2耳 5 第2項及び第31条第 3 条第2項」 炒「第2 5 9 条第2項(第12章 5 9 条第2項(第12章	第14 頁 野 第 88 条 こ14 名 」 鯸 2 条 第 係
	1 第17条の規定による指導及び助言(所管区域内に主たる事務所又は事業所を有する者に係るものに限る。2から16までにおいて同じ。)	0			0			
	2 第18条の規定による勧告、公表 及び命令	0	0					
日の行業を受ける。	本がつ繰り下げ、第三号の炎に炎の三号をがつ繰り下げ、第三号の炎に事項を 開放して 開放して 開放して 開放し、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	 規則 過正化に 第3項及で なの川十:	ソ「川関び無」の鳥十る子中間	で で が は は は は は は は は は は は は は	hu hu hu hu hu hu hu hu	○ 繋 ○ 上 元 / 匝 理並びに狩猟の 状の保護及び狩 / 叵暦 日 無 十 1 入検査」や「立 入検査」や「立	三米川十川6 野	鳥車る 12」 ✓
	4 第38条の2第1項の規定による 許可	0		0				
	5 第38条の2第10項の規定による 措置命令	0		0				

許可の取消し

6 第38条の2第11項の規定による

			l					
-三十一の項を三十二の西	gとし、十九の項から三十の項ま5時定事項 d 環境森林部ア環境森							
19 フロン類の使用 の合理化及び管理 の適正化に関する 法律施行規則に基 づく事務	1 第12条の規定による報告の (所管区域内に主たる事務所 事業所を有する者に係るもの る。)	f又は	C)		0		
	rを加える。 よでを一号ずつ繰り下げ、同項第所特定事項6保健福祉部ア健康福							
9 第8条の2第2項 診療所又は助産所の の受理			0					
別表第三2出先機関関ダ	K特定事項6R健福祉部了健康福	神セン:	×−6#	(⊕++	パの項を	111+6	9頃とし、+	-<6
「の汝に汝のように加える	9°							`
19 生活困窮者自立 支援法に基づく事	。。 1 第4条第1項の規定による 困窮者自立相談支援事業の実	生活	С					
19 生活困窮者自立	1 第4条第1項の規定による	生活	C					
19 生活困窮者自立 支援法に基づく事	 第4条第1項の規定による 困窮者自立相談支援事業の実 第5条第1項の規定による 	生活を生活を生活) ()				
19 生活困窮者自立 支援法に基づく事	1 第4条第1項の規定による 困窮者自立相談支援事業の実 2 第5条第1項の規定による 困窮者住居確保給付金の支給 3 第6条第1項第1号の規定 る生活困窮者就労準備支援事	生活を生活に業のように	С					

第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。第十四号中「第78秒」を「第78秒第1項シの第3項钟で」に、「名離冲田」を「愛石砂」に改め、同号を同項別表第三2出先機関関係特定事項の保健福祉部ウ福祉事務所の表一の項第一号中「回》第5項」を「回》第

による徴収金の徴収	21 第78条の2第1項及び第2項の規定 による徴収金の徴収		0	0				
-----------	-----------------------------------	--	---	---	--	--	--	--

号を第十七号とし、同号の炊に炊の一号を加える。別表第三2出先機関関係特定事項の保健福祉部ウ福祉事務所の表一の項中第十三号を第十九号とし、第十二

18 第76条の2の規定による損害賠償請	\circ	\circ		
求権の行使				

を第十五号とし、第九号を第十四号とし、第八号を第十号とし、同号の次に次の三号を加える。別表第三2出先機関関係特定事項の保健福祉部ウ福祉事務所の表一の項中第十一号を第十六号とし、第十号

11 第55条の4第1項の規定による就労 自立給付金の支給の決定	0	0		
12 第55条の5の規定による報告の徴収	0	0		
13 第55条の6第1項の規定による被保護者就労支援事業の実施	0	0		

の一号を加える。第八号とし、同項第五号中「にいめ」の次に「雄昨ら礫石、」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次2」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「郷28淞郷4点」を「第28淞第5点」に改め、同号を同項別表第三2出先機関関係特定事項⑤保健福祉部ウ福祉事務所の表一の項第七号中「郷37淞」を「郷37淞の

7 第28条第2項の規定による報告の徴	0	0		
4X				

次に次の一号を加える。四号とし、同項第二号中「第24秒第5項」を「第24秒第9項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の別表第三2出先機関関係特定事項6保健福祉部ウ福祉事務所の表一の項中第四号を第五号とし、第三号を第

2 第24条第8項の規定による保護の開	0	0		
始の決定の通知				

	· ·	0										
(1) (2)以外のもの			0									
(2) 更新に係るもの					0							
14 第40条の6第25 定による許可	頁ただし書の規	0	0									
別表第三2出先機関関係	保特定事項6保健な	福祉部 工母		₹03	X11]-	⊢ <i>†</i> ν ∈	の頂金	<u></u>	ての水	マにを 一	≼e 1	号を加える。
11 第39条の2第25 定による許可	頁ただし書の規	0	0									
									11+<	、 の 口	₩-V -	つ、三十二の座~
条の規定による権	る指示(健康 <i>0</i> 必要な表示事	F可										
□□十七○暦冊や心 暦→ ○蝶□上左 □十 ○暦○赵以赵○七の以長べ心。 32 食品表示法第15 条の規定による権限の委任等に関する政令に基づく事務 2 第7条第1項第2号の規定による地のに限る。2から4まで及び6において同じ。) 2 第7条第1項第2号の規定による命令 3 第7条第1項第3号の規定による命令 4 第7条第1項第4号及び第5号の規定による報告の徴収及び物件												
	生医療等製品の販売業の許可 (2)以外のもの 更新に係るもの 第40条の6第2項ただし書の規 による許可 II (2) 五式梁馨匯匯逐業視等管(6) 金銀連型結計 延銀版6 紙計川十半6 管奈川十 く 6 管 の 4 以 2 以 2 以 2 以 2 以 2 以 2 以 2 以 2 以 2 以											
再生医療等製品の販売業の許可												
	る立入検査、質 図るために必要	質問(健康 要な表示事	要の傷 事項に	R護 を	<i>2</i>		0			0		
			規定	ぎによ			0			0		
別表第三2出先機関関ダ	保特定事項仍農政	部ア農業に	車種	事終店	₹6#	女にす	₹6 +	インブ	に加っ	くん。		
面的機能の発揮の 促進に関する法律	による促進計画						0	0				

10 第40条の5第1項の規定による 再生医療等製品販売業の許可	0	0		
11 第40条の5第4項の規定による 再生医療等製品販売業の許可の更 新	0	0		
12 第40条の6第2項ただし書の規 定による許可	0	0		

別表第三2出先機関関係特定事項で農政部工家畜保健衛生所の表七の頃第七号の炊に炊の一号を加える。

8 第39条の2第2項ただし書の規	0	0		
定による許可				

4 第60条第2項の規定による検定	0	0		
合格証明書の交付等				

7 災害対策基本法 に基づく事務	1 第76条の6第1項の規定による 命令	0	0		
	2 第76条の6第3項の規定による 措置及び破損	0	0		
	3 第76条の6第4項の規定による	0	0		

(42) 平成27年3月31日 火曜日

栃木県公報

号外第19号

	ΚЛ										
森林管理事務正境課の表一の西	別の表三十一の項並びに別表質	S項及び三十R三2出先機	二の項の改関関係特定	正規定は1事項付票	同年 婚茶	ユ月 l 体部 b	十九日/	から、林事	态所、	糸第二2本庁環境管理重	四四数字
										(人事票	<u>(</u>
(本本) (金属) (本本) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属											